

特許等取得活用支援事業(知財総合支援窓口)について

特許庁

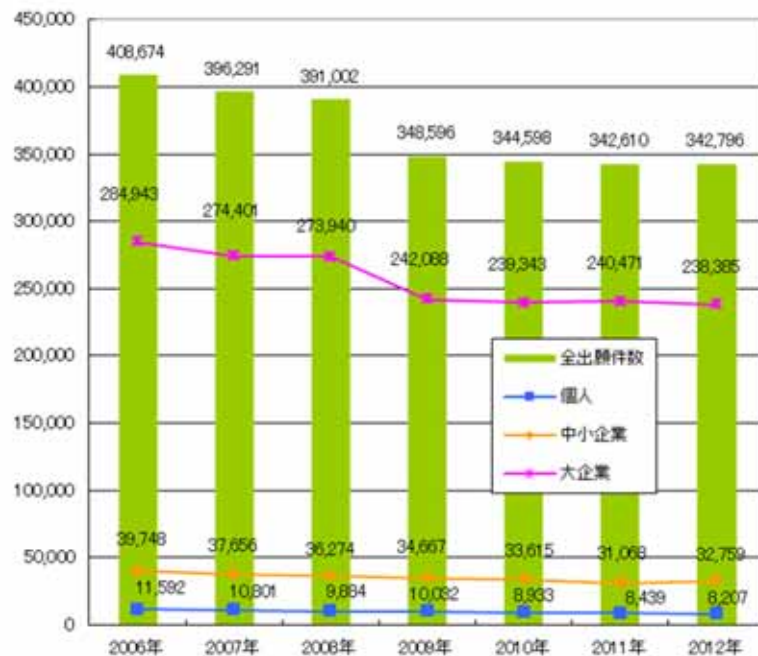
平成26年2月12日

1. 中小企業の知財をめぐる状況

- 中小企業数は約385万社と全企業数の99%以上を占め、日本のイノベーションを進展させる上で重要であるにもかかわらず、**中小企業の特許出願比率は約10～12%と低迷**。
- 海外（**米国**）との比較においても、我が国の**特許出願比率は低い**。

中小企業の特許出願件数の動向

中小企業の特許出願件数比率は、約10～12%（約3～4万件/年）で横ばいで推移。



（出典）特許庁作成

主体別出願率の日米比較

2011年	全特許出願数	個人		中小企業		大企業		その他	
		出願件数	出願率	出願件数	出願率	出願件数	出願率	出願件数	出願率
日本	344,588	8,933	3%	33,615	10%	239,343	69%	62,697	18%

		スモールエンティティ		ラージエンティティ	
アメリカ（ ）	504,089	126,878	25%	377,211	75%

- 中小企業者の定義は、各国の定義に基づくことに留意
- ・日本の製造業の場合は300人以下（従業員）又は3億円（資本金）以下。
 - ・米国のスモールエンティティは個人、中小企業（500人以下）、非営利法人。

アメリカは、主体別に統計をとっていないため、スモールエンティティ及びラージエンティティの比較

2. 中小企業に対する知財支援の必要性

- 中小企業の知財活動は、**人材面及び資金面の双方で脆弱**であり、外部人材の支援が不可欠。
- 中小企業の知財活動に関する**課題やニーズは多種多様**であり、オーダーメイドの支援が重要。

中小企業の知財活動の実態

- 出願を年間5件以上積極的に実施している企業ですら



知財担当者数: 1名
 予算: 9百万円 程度

特許庁「平成24年度知的財産活動調査」から、資本金1億円未満の企業を抽出した結果

- 中小企業の約25%が営業秘密の流出被害を経験しているが

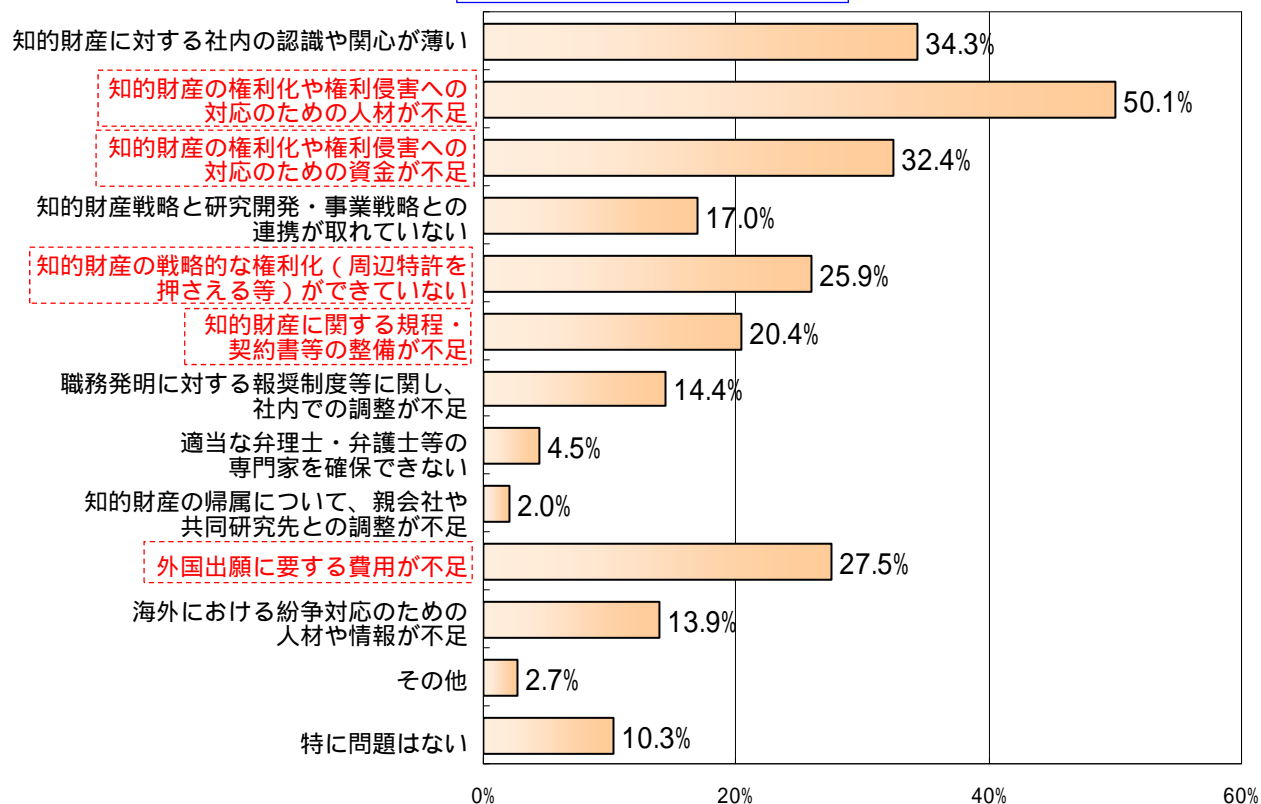


営業秘密を厳密に把握・管理している企業は20%以下

東京商工会議所「中小企業の知的財産に関する調査報告書」(2013年3月)

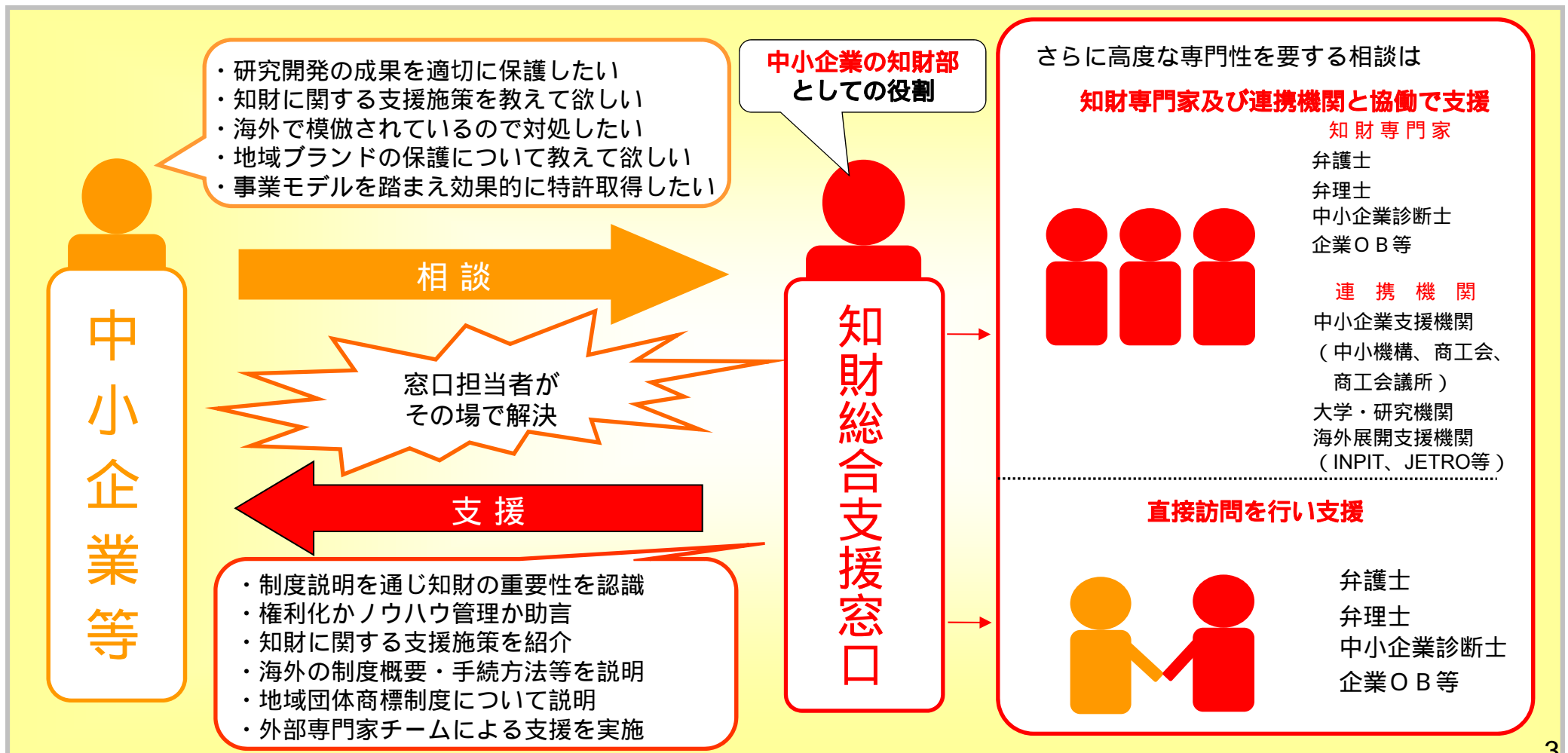
中小企業の知財経営における問題点

知財経営における問題点



3. 特許等取得活用支援事業(知財総合支援窓口)の概要

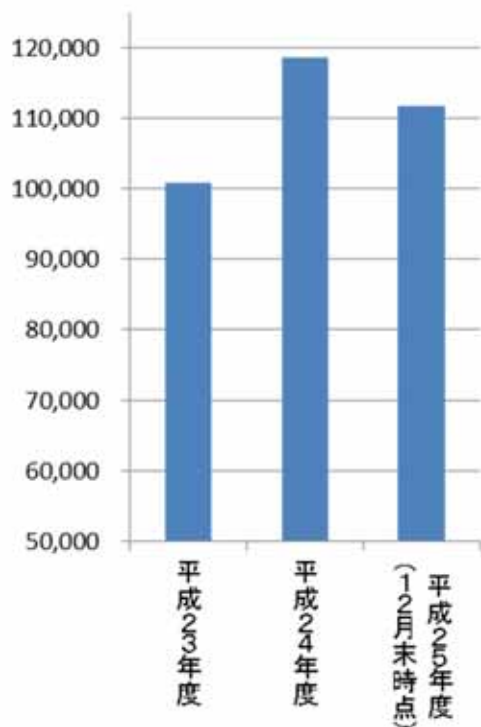
- 中小企業等が企業経営の中で抱えるアイデア段階から事業展開、海外展開までの幅広い知的財産の多様な課題を、ワンストップで解決する身近な一元的な窓口を **47都道府県に設置**。
- 弁理士や弁護士などの専門家の活用や支援機関とも連携する等、中小企業の人材・資金不足を補完しつつ、解決が困難な高度な知的財産の課題等を解決。



4. 知財総合支援窓口の支援実績 (支援件数・支援内訳)

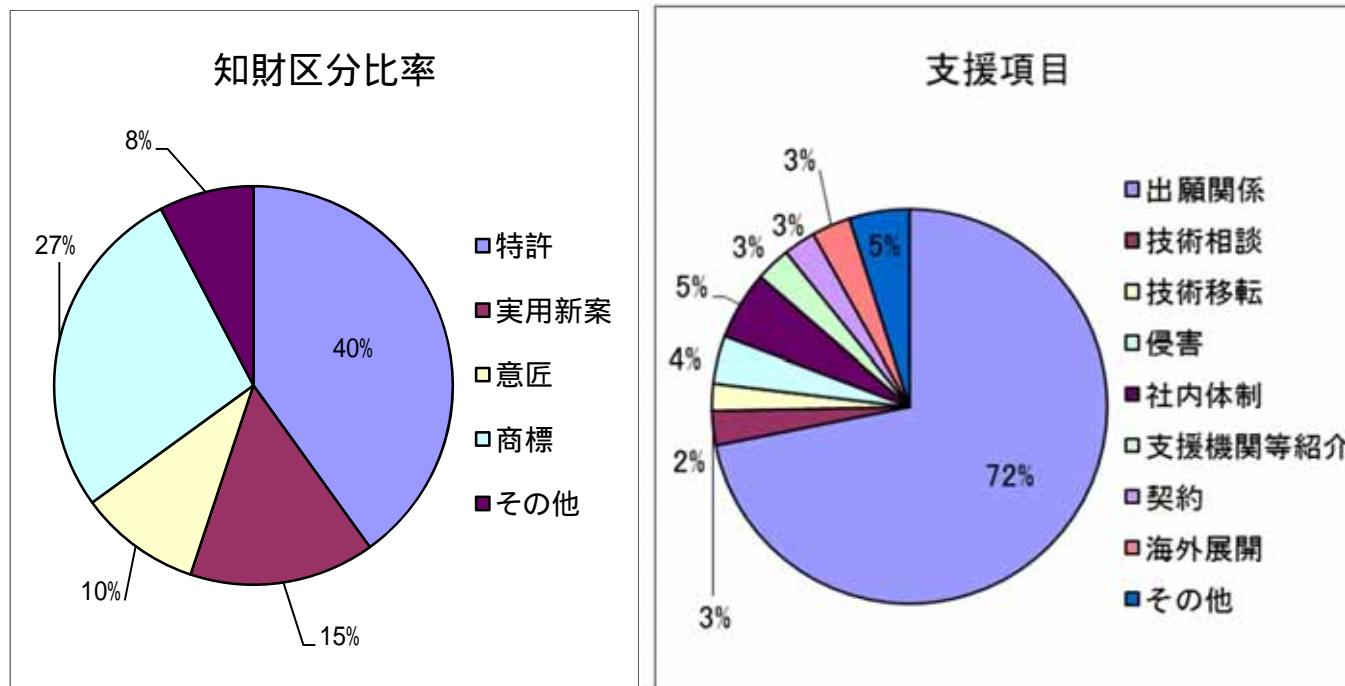
- 知財総合支援窓口における支援件数は、事業開始（平成23年度）から増加傾向。

窓口におけるのべ支援件数



(出典) 特許庁作成

窓口における支援内訳（平成24年度）

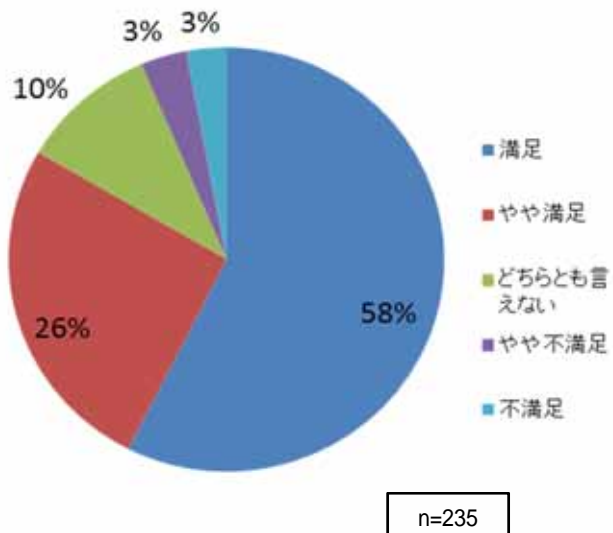


(出典) 特許庁作成

4. 知財総合支援窓口の支援実績 (満足度・支援効果)

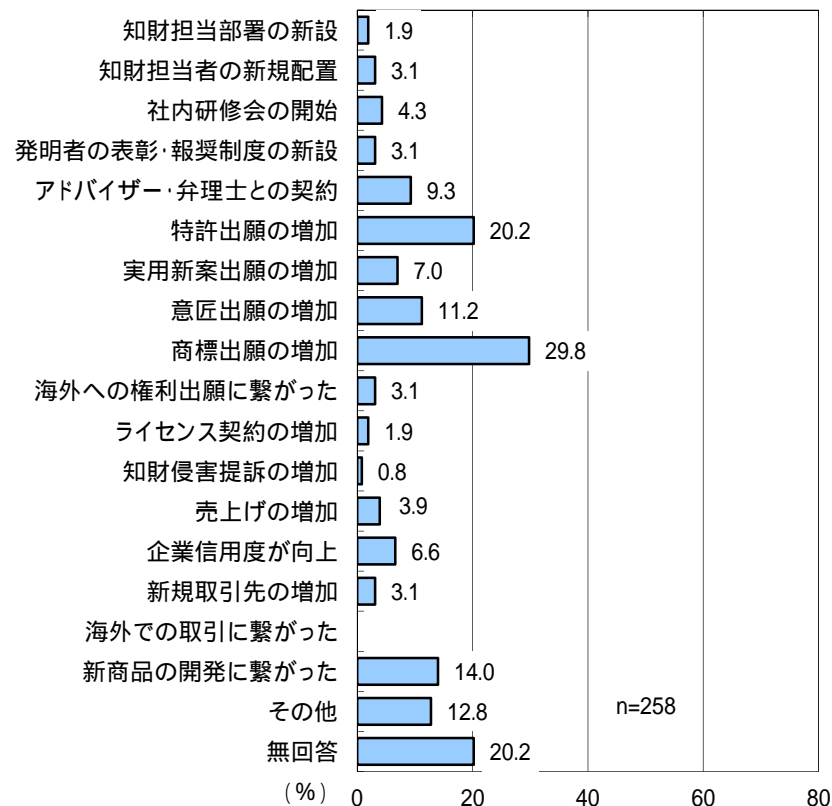
- 知財総合支援窓口事業は、事業開始（平成23年度）から現在3年目が終了する段階となっており、現在、この3年間の実績を分析中。

窓口支援に対する満足度



(出典) 『地域における中小企業に対する知財支援活動状況等分析調査』を基に特許庁作成

窓口支援を受けた効果



(出典) 『地域における中小企業に対する知財支援活動状況等分析調査』 複数選択可

4. 知財総合支援窓口での支援実績 (具体的事例)

	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
	特許技術のライセンス契約支援	意匠権取得支援	商標権侵害対応支援	特許権侵害対応支援 知財権取得支援
相談内容	・特許取得した技術を活用した海外展開を検討しており、海外出願の方法について教えて欲しい。	・海外での販売も視野に入れているため、特許権を取得したい。	・侵害警告への対応について相談したい。	・開発商品について特許権を取得し、保護したい。
窓口での支援	・海外出願手続の説明 ・他企業とのライセンス契約支援 (契約書のひな型提供)	・意匠権による保護を提案 (特許権による保護は資金面で対応が困難であるとの事情を踏まえ、製品の特徴を踏まえた意匠権での保護を提案)。	・窓口支援担当者と専門家(弁護士)で協働し、侵害対応について検討。 ・侵害リスクの低減に向け、先行調査手法や出願手続について助言。	・先行調査手法の説明 ・類似技術があったとの報告を受け、知財制度の概要や先行調査の重要性について助言。
企業の対応	・当該技術を活用した製品を海外へ輸出することができた。 ・国内でも商品用のパッケージとして採用された。	・意匠権の出願により、安心して展示会に出展することができた。 ・現在、販売の促進活動を実施した。	・支援における検討を踏まえ、当事者同士で交渉を行い和解に至った。 ・企業内に商標担当者(兼務)を設置した。 ・商標に関する先行調査や権利取得を検討するように、侵害問題を再発生させないための仕組みを構築を検討した。	・先行調査の結果、類似技術を発見し、侵害の防止につながった。 ・新製品の開発の際には、先行調査を慎重に実施することになった。 ・窓口支援を契機として製品開発に併せた知財取得ができるようになり、商品販売に自信がついた。

5. 知財総合支援窓口設置の基本要件

■ **事業を効率的に実施**するという観点から、以下を応募の基本要件としているところ。

窓口の設置

窓口の設置にかかる借料等は、自己負担とすること。

窓口支援担当者の配置

各窓口では、窓口支援担当者（相談対応者）を2～3名程度を配置すること。

窓口支援担当者の要件は企業等において知財に関わる部署に従事した実務経験5年以上又は、知的財産に関する知識を有し（知的財産管理技能士1級若しくは2級、又は、弁理士試験合格者）、知的財産に関わる部署に従事した実務経験を3年以上有する者

知財専門家・支援機関との協働

高度な課題に対応するために、知財専門家（弁理士、弁護士等）、各地域の支援機関と連携した、支援実施を行うこと。

※事業実施については、複数者の事業者によって事業を実施するコンソーシアムによる契約形態可。

※窓口支援担当者及び知財専門家の人材情報を、知財人材データベース等で紹介。

6. 複数応募に向けた取組

- 知財総合支援窓口事業は、平成23年度3箇所、24年度1箇所、25年度6箇所です複数者による応募となっている。
- 引き続き、事業者へのヒアリング等の結果を勘案し、複数応募に向けた取組を積極的に実施する。

< 各年度の改善点 >

【平成25年度】

- ・窓口支援担当者の要件の拡充
- ・調達時の公募期間の延長
- ・入札説明会参加者や応募可能と思われる事業者へのヒアリング

【平成26年度(予定含む)】

- ・過去の実績や評価の配点の公表
- ・選定・審査基準に記載する項目の明確化
- ・地域の自治体等に対するヒアリング(受託可能事業者の掘り起こし)

7. 知財総合支援窓口の今後の方針

- 知財総合支援窓口事業は、平成23年度から事業を開始し、現在3年目が終了する段階となっており、現在、この3年間の実績を分析中。
- さらに、現在、産業構造審議会知的財産分科会において、我が国企業及び知的財産制度の環境変化や、今後の政策の主な方向性を検討。その中で「中小企業・地域への支援強化」は3つの柱の一つと位置づけられており、当庁で実施している中小企業支援施策を抜本的に見直す予定。
- とりわけ、中小企業に対する知的財産活動の支援は、特許等の出願後に限らず出願以前の段階から行うことが効果的であるとの考えから、特許等の出願にとどまらず、中小企業等を念頭に、「知的財産全般の相談」を弁理士の業務として位置付けることが審議会で検討されており、これらを含む弁理士法の改正に向けた準備を進めているところ。そのため、これらを踏まえた弁理士等知財専門家の活用方策も併せて検討していくことが不可欠。
- 以上の状況を踏まえ、特許庁においては、平成27年度に向け、本事業の実施手法や実施主体、また契約方式や契約期間等をも含めた事業全体の抜本的見直しを実施する方針。

< 産業構造審議会知的財産分科会 とりまとめ（案） > パブリックコメント版

第2章 今後の取組みのあり方

(2) 中小企業・地域への支援強化

創造・保護・活用への支援強化（「知財総合支援窓口」の機能強化、先行技術調査支援、弁理士・弁護士の活用）

我が国中小企業や個人事業者、地域、大学といった、未だ知財への取組体制が十分とはいえない者に対する発明、出願から権利の活用までの支援を強化すべく、弁理士・弁護士などの専門家による権利取得、審査手続き又は権利活用に関する相談等のサポート体制を強化する必要があるのではないか。

< 産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会 とりまとめ（案） > パブリックコメント版 制度改正の具体的方向

第1章 イノベーションを支えるための業務基盤等の整備

弁理士の社会的使命の明確化

弁理士自身はもとより、弁理士を取り巻く関係者の理解と認識が深まるとともに、その使命が的確に果たされるべく、国内外の情勢を踏まえ、中小・ベンチャー企業、大学等を幅広く支援し、知的財産立国の実現に貢献する弁理士への期待を明確化すべく、弁理士の使命を法律に規定することが適切であると考えます。

第2章 裾野を広げるためのきめ細かなサービスの提供

弁理士の相談業務について

イ 知的財産全般の相談を弁理士の業務と位置づけることについて

（前略）知的財産相談に係るワンストップサービスを実現することにより、企業等があまねく知的財産を戦略的活用できるようにするための環境整備を行うことが適切であると考えられる。